[1] 観光振興

観光は 21 世紀のリーディング産業

問 題 点 「観光」は、旅行業や宿泊業、航空を含む運輸関連産業だけでなく、飲食業、土産品業など多くの業種から成る裾野の広い産業であり、大きな経済波及効果を持つ分野といわれています。また、業種の多くが各地

方に根ざす労働集約型産業であることから、雇用拡大による地域の活性化にもつながると期待されています。

政府によれば、2003 年度における旅行消費による経済効果は 23.8 兆円、これによる経済波及効果は 53.9 兆円(国内生産額 958.9 兆円の 5.6%)に上り、雇用創出効果は 442 万人(就業者数6,514万人の6.8%)と推計されています。

このように観光は、社会へのさまざまな波及が期待される産業であり、21世紀のリーディング産業の可能性を秘めているといえるでしょう。

航空連合では、そうした点を踏まえ、 訪日外国人旅行者の誘致促進と日本人の 旅行機会拡充という観点から、我が国の 観光産業の育成に必要な産業基盤の整備 と内外の需要拡大のための環境整備を訴 えてきました。

このような中、政府も、景気回復の起 爆剤として観光の経済効果に着目し、「観 光立国」と銘打って、対策に力を入れて います。特に取り組みを強化しているの が、外国人の訪日需要を喚起する施策で す。

日本は訪れる外国人数が世界で 33 位であり、またアジア地域内で比較しても5位から7位に転落するなど、国際観光の分野では後進国だと指摘されています。こうした点を踏まえ、「2010年までに外国人旅行者数を 1,000万人に倍増する」ことを政策目標とした訪日促進キャンペーン(ビジット・ジャパン・キャンペーン(VJC))などの施策が実施さ

「観光立国」の実現に向けて、訪日外国人旅行者の倍増など、政府行動計画の着実な前進を

れています。

2003年7月には、関係省庁を横断する「観光立国行動計画」が策定され、首相をはじめとする関係閣僚会議のもと、各省庁の局長級会議が設置され、関係省庁が一体となって観光振興に取り組んでいます。また、これに関連して、歴代内閣として初めて観光立国担当大臣(国交相)が任命されるとともに、国交省に局長級の観光審議官が新設され、体制は整備されてきています。

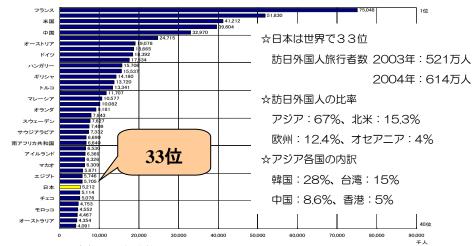
VJC初年度である 2003 年度の訪日 外客数は約 534 万人で、前年度の 531 万人に比べ十0.5%でしたが、2004 年度には 614 万人、前年度比で+15.6% となっており、VJC の取り組みに一定の成果が現れつつあると見ることも出来ます。一方、今年9月には香港ディズニーランドがオープンし、また 2008 年には北京オリンピックが開催されるなど、近隣アジアで集客力のあるイベントが控え、旅行者を安定的に日本に迎え、目標を達成する為には、信頼性の高い観光統計のもと詳細な分析を行い、きめ細やかな取り組みが求められます。

VJCの対象国については、当初の5カ国(中、米、韓、台、香)に加え、2004年度より3カ国(英、独、仏)増え、予算も国土交通省の観光関係予算のほぼ半分にあたる32億円に増額されましたが、訪日促進地域の選択と集中という本来の目的からすると、疑問が残ります。そもそも、現在の政府の施策は誘致・宣伝活動に偏向していないでしょうか。訪日外国人旅行者倍増を本気で実現させようと思うなら、リピーターの醸成が不可欠であり、その取り組みに力を注ぐべきです。

また、VJC そのものの国民の認知度が まだ低いことも課題として挙げられます。

この他、外国人旅行者の出入国手続きの円滑化について、査証手続きなど一部で整備されつつあるものの、空港での出入管に時間がかかっているという問題や、外国人旅行者の詳細な動向の把握と分析に必要な観光統計の信頼性が低いなど、課題もいくつかあります。

外国人訪問者数の国別順位(2003年)



資料:世界観光機関(WTO)

旅行環境の整備など、リピーター醸成のための施策 の強化を

訪日観光促進に向け、 よりきめ細やかな取り組みを

訪日外国人旅行者倍増に向けリピーターを醸成させていくためには、快適な訪日観光のための環境整備により重点をおくべきと考えます。特に訪日外国人旅行者からよく指摘される「言葉が通じない不便さ」への対応が、これまで以上に求められます。

具体的には、外国人対応が可能な観光 案内所の増設や交通機関、宿泊施設、観 光地、飲食店など訪日外国人の対面施設 における他国語表記の増設、英語対応係 員の養成などに取り組むべきと考えます。

また、民間には、リピーターの醸成など観光立国実現に不可欠なノウハウが蓄積されています。交通運輸、旅行など我が国の観光産業は、これまでインバウンド分野の事業化に比較的消極的でしたが、徐々に訪日外国人旅行者を対象としたビジネスに乗り出している事業者も増えており、民間のノウハウの活用も検討が求められます。

各国へのプロモーションのあり方については、より効果的に、より多くの地域に観光してもらう為には、各自治体が独自に行なう誘致活動に加え、東京や大阪、京都といった外国人に人気も知名度もある都市とセットにしてプロモーションしていくことも必要です。飛行機の利用促進という観点でいうと、既存の国内線ネットワークを活用し、拠点空港と地方空港の役割分担を明確にした上で、点と点を結んだ旅行商品を造成し、そのプロモーションを行なうべきです。

また、市民参加型のスポーツイベントをはじめ、長期的、安定的に集客の見込みのあるイベントや地方に点在する祭りを集約、計画的に実施し、プロモーションすることも重要です。

VJC の国内での認知度が低いことも 課題として挙げられます。「観光立国行動計画」の中に「一地域一観光」国民運動として、国民に自分が住んでいるところの魅力発見、自己点検を促す施策を実施するとありますが、その推進の為には、これまで以上に国民へのアピールを強め る必要があります。

また、計画の内容そのものについても、 例えば、出入管の現場で問題となっている恒常的な係員不足等が盛り込まれてい なかったり、一部のテーマでは具体的な 達成年度が示されていない等の点で更な る充実が求められます。

観光地の環境整備

日本は観光資源の豊かな国であり、四季折々の風情、地方の文化、豊かな食材等、世界に十分アピールできるものを持っており、こうした特色を生かした観光地の環境整備にもより一層取り組むべきです。この場合、地方自治体や民間の活力を活かした案内センターづくりが重要となります。

政府においても、街並みや暮らしぶり、 地域交流などの広がりを持ち、旅行者に とって魅力ある地域づくりを推進するた め、2003 年度から「観光交流空間づく りモデル事業」を実施しました。このよ うな魅力ある観光地づくりと、誰もが観 光資源を容易に訪れ、楽しむことのでき るような環境整備を早急に進めていく必 要があります。

国内旅行費用の低廉化

国内旅行費用の低廉化も重要な施策です。そのためには、ウェルカムカード(各施設で割引などの優遇措置を受けられるカード)や交通機関の割引運賃のさらなる拡充、外国人旅行者のための低廉な宿泊施設の情報提供整備などが有効であり、これらの普及促進策の強化が必要です。

外国人旅行者の 出入国手続きの円滑化

中国からの団体観光旅行について、査証発給対象地域が中国全土に拡大され、また、韓国についても短期滞在型査証免除措置を万博以降も継続する動きもあるなど、査証手続きの簡略化が進んでいますが、今後も「査証相互免除取極」の対象国拡大、APEC ビジネストラベルカードのようなビザ発給手続きの省略化・簡

素化や迅速化などの効率 化を実施し、利便性向上を 図ることが望まれます。

一方で、外国人旅行者の 出入国は相変わらず混雑 が続いています。対応策と して係員を増員する他、台

言

湾や韓国を対象に実施が予定されている プレクリアランスについても、各国の訪 日状況を見ながら拡大していくなど、手 続きにかかる負担をできる限り軽減する ことが求められます。

観光統計の整備と 倍増目標の位置づけ

外国人旅行者にスポットをあてた訪日 外客統計は、現状のスキームでは観光目 的の入国者数が正確に把握できないため、 公式統計の他にJNTOの推計値が利用さ れています。但し、両統計は旅行者に誤 差が生じており、国策のベースとなる重 要な統計であることを考えると、改善が 求められます。

さらに、政府の倍増目標数値は、訪日 外国人旅行者だけでなく、商用入国者も 含まれた「訪日外客」の数値が使用され ています。統計上の問題はあるものの、 観光政策本来の目的や主旨を考えると、 日本の文化や自然に触れる機会も多く、 より消費活動の活発な観光旅行の誘致に 力を注ぐべきであり、その動向を把握し、 分析した上で効果的な施策を展開する必 要からも、観光統計のあり方に工夫が求 められます。

そのような中、国交省は 2005 年 8 月に「わが国の観光統計の整備に関する調査報告書」をとりまとめ、これまでの観光統計が観光政策の立案や検証に充分に活用されていない現状を踏まえ、地域間の比較、経済効果・景気動向の把握、観光統計の体系化を目的に観光統計を整備していくとしています。その中には外国人旅行者に関する統計の整備もふくまれているものの、目的別の外国人旅行者の動向の把握に関する視点が不十分であり、早急に取り組むことが求められます。

[2] 日本人の旅行機会

旅行を楽しむための休暇制度は不十分

問 題 点 「観光」は、21 世紀の リーディング産業として、 我が国経済への波及効果や 地域活性化といった点が期 待されていますが、旅行者 の側にとっても、「ゆとり ある生活」を実感できる人 気の高い余暇活動です。

(財)社会経済生産性本部の「国民の余暇活動の潜在需要調査」によると、第 1位が「海外旅行」、第 2位が「国内観光旅行」となっており、多様な余暇活動の中で観光に対する潜在需要が依然として高いことがうかがえます。

航空連合でもそうした点を踏まえつつ、 観光振興のため邦人の旅行機会拡充のた めの環境整備を求め、取り組んできまし た。

では、最近の国民の旅行動向の実態はどうでしょうか。

「2004 年度観光の状況に関する年次報告」によれば、同年の邦人海外旅行者数は約1,683万人で、ここ数年外部要因により増減があるものの、数年前ほどの高い伸びはありません。

また、邦人国内宿泊観光旅行回数は国 民一人当たり 1.28 回(前年比 8.0%減)、 宿泊観光旅行は国民一人当り 1.92 泊(前 旅行機会の拡充を図り、ゆとりある生活を実感するために、休暇制度の見直しが必要です。

年比 4.0%減)となっており、減少傾向が続いています。

一方、家計調査によれば、2004年の1世帯当たりの旅行関連消費支出(国内外の区別なし)は13万2,815円で、家計消費支出全体に占める割合は上昇に転じています。

直近の「国民生活に関する世論調査」において、今後の生活で特に重点を置きたい分野としては、「レジャー・余暇生活」を選んだ人が33.8%と最も高く、観光に対する潜在需要は高いにも関わらず、旅行機会は減少しています。これは、休暇の短さや時期の集中といったわが国の休暇制度に関する構造的な問題が原因であり、結果として、まとまった日数の旅行に思うように出かけられないといった不具合や、旅行地における集中と混雑等の弊害を引き起こしていると指摘されています。

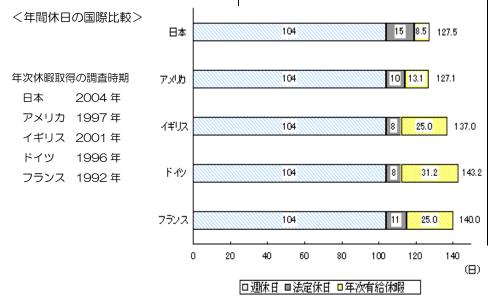
例えば年次有給休暇を見ても、2004年の日本の取得日数は8.5日で、個人の取得率は47.1%となっており、前年から更に低下、また他の先進国と比べても低水準にとどまっており、制度が十分に活用されているとはいえない状況です。

他にも、日本の勤め人の休暇は「連続性」がないこと、業種・企業規模による「格差」があること、さらに休暇が盆・暮・ゴールデンウィークなどに極端に集中するなどの問題があります。これに対して、欧米では休暇の価値について社会全体で理解が進んでいます。ドイツでは年度始めに各人の年間の休暇スケジュールが職場単位で決定しており、早めに計画を立てて旅行などを安く手配するなどの感覚が国民に浸透しています。

また、学校の「夏」「冬」「春」休みが休暇時期の集中に拍車をかけているという指摘もあります。これに対して、フランスでは国内を3つのゾーンに分けて、とくに春休みと冬休みの時期に、1週間ずつ開始日をずらすといった措置が取られています。

我が国でも、政府による休暇制度の見直しの検討が始まっています。国土交通省と文部科学省は、業界団体、学識者とともに「長期家族旅行国民推進会議」を立ち上げ、2004年6月に提言をまとました。提言は、「『家族仕様』の旅文化を拓く」と題して、有給休暇の取得促進、学校休業の多様化と柔軟化、休暇時期の分散化などを提起しています。

「ゆとりある生活」は、観光やレクリエーション活動の促進にとざまらず、経済的にも地域振興や余暇関連支出の増大に寄与します。加えて、私たち一人ひとりが見聞を広めさまざまな体験をすることで、創造性豊かな社会を実現することにも繋がります。



資料:「就労条件総合調査」(厚生労働省)、EU及び各国資料より、厚生労働省労働基準局賃金時間課推計

余暇の増大や連休化の推進により、旅行機会の拡大を図る。

年次有給休暇の取得促進

年次有給休暇については、2003年に政府の専門委員会が経済再生政策のひとつとして、その完全取得を柱とする長期休暇実現のための調査結果を発表しました。調査結果では、総合的な法制度(バカンス基本法)の制定も示唆されています。休暇について国際的な水準を決めた条約(ILO132号)がありますが、日本はまだ批准していません。年次有給休暇と組み合わせた長期休暇を取りやすくするためには、法制化も含めた環境整備が必要と考えます。

月、9月の第3月曜日になりましたが、 さらに連休化を進めることが求められま す。

また、9月20日の空の日を祝日化し、 その時期にある敬老の日と秋分の日とあ わせ連休を取りやすいようにすることを 提唱します。

学校休業の多様化・柔軟化

また、政府委員会は長期休暇取得の観点から学校の「秋休み」の創設を提言しています。民間も、日本ツーリズム産業団体連合会(TIJ)が、政府のバックアッ

<ILO132 号条約の主な内容と批准国例>

IL 0132号条約の内容

- (1)休暇の長さは1年につき最低3労働週
- (2)疾病、公休、慣習上の休日は有給休暇に含めてはならない
- (3)最低2労働週の連続休暇の付与
- (4)取得時期は労働者代表と協議して決定
- (5)年休取得の権利放棄や休暇を廃止する協定は無効
- (6)適切な監督や措置により、規制・規定の適正な適用・実施を確保

批准国例

ボスニアヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、クロアチア、チェコ、フィンランド、ドイツ、ギニア、ハンガリー、イラク、アイルランド、イタリア、ケニア、ラトピア、ルクセンブルク、マダカスカル、マルタ、モルドバ、ノルウェー、ポルトガル、ルワンダ、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、マケドニア(旧ユーゴ)、ウルグアイ、イエメン、ユーゴスラピア

(合計30カ国)

そのためには、企業、働く者自身も制度や意識、働き方を見直す必要があり、 真の「ゆとり、豊かさ」実現のために経 営者・労働者・政府が一体となって推進 していくことが重要です。

ハッピーマンデー化の促進

旅行動向は、余暇時間の長さだけでな く、休日構成にも大きく影響を受けてい ます。

祝日法改正により、2000年から成人の日と体育の日がそれぞれ1月、10月の第2月曜日になりましたが、初の「成人の日3連休」では、国内旅行が54%、海外旅行が15%、それぞれ増加したとの報告もありました。

その後祝日法が再度改正され、2003年からは海の日と敬者の日もそれぞれ7

プを得ながら広報宣伝を進めていますが、 学校でも休業の多様化が徐々に進み、2 学期制と合わせて秋休みを導入する地方 自治体も出てきました。 加えて、子ども自身の 「ゆとり、豊かさ」のため に、親とともに家族旅行や 社会見学ができる「子ども 有給休暇制度」を創設する ことも、重要な教育政策・ 観光政策です。

言

前述の政府委員会でも、家族で楽しめる休暇として「子どもの遊休」を提言しています。休暇時期の分散化が進めば、家族旅行の増加にもつながります。連休化の推進は、財源の要らない経済対策として景気回復にも大いに貢献することになるでしょう。

長期休暇をとりやすくするための制度や環境の整備

こうした施策により増加する連休を旅行などに活用するためには、各種支援、補助制度の拡充、総合保養地域・施設の整備、観光機運の醸成などの施策についても、民間と行政とが一体となって進めていくべきと考えます。

<2 週間連続休暇の過ごし方の希望>

51.3 温泉など自然の豊かな場所に滞在し、リラックスする 49.2 国内での、やや長めの観光旅行をする 36.1 ふだんなかなか会えない友人・仲間とあって楽しい時間を過ごす 海外での、やや長めの観光旅行をする 23.9 ふだん愛好する趣味で、まとまった休暇がないとできないような活動をする 20.8 ふだんなかなか一緒に過ごせない家族と一緒に過ごす 13.5 日曜大工やインテリア、ガーデニングなどを集中的に行う 10 40 50 (%) 20 30 60 出所:(財)自由時間デザイン協会調査(平成13年12月)15項目のうち上位7位